

(2) コロナと向き合う健康づくり

1. 母子保健事業

- (1) 母子健康手帳交付 4 ページ
 交付時に紙マスク 10 枚を配付。希望者に布マスクを月 2 枚送付。
 (布マスクは 9 月末まで)
- (2) 健康相談 4 ページ
 ①すくすく相談 **変更**
 予約制での実施。会場のレイアウトを変更
- (3) 健康教育 5 ページ
 ①育児学級 **変更**
 予約制での実施。会場レイアウト、進行方法などを変更。託児及び離乳食の実習や試食を中止。
 対象者の案内時に離乳食についてのパンフレット「市管理栄養士から子育て中の方へ(離乳食)」を作成し同封。
 ②幼児食にむけてのステップアップ教室 **変更**
 参加人数を制限して実施。会場レイアウト、進行方法などを変更。
 ③発育・発達事業(療育教室) **一部中止**
- (4) 健康診査 6 ページ
 ③幼児健康診査
 完全予約制での実施。問診・保健指導・栄養指導を電話で行い、
 歯科保健指導、言葉の相談、育児相談を省略する等し、健診時間を短縮。
- (5) 地区組織活動 7 ページ
 ①母子保健推進員活動事業
 6 月から感染症対策の研修会を校区毎で実施し、研修が終了したところから順次、訪問活動を再開。
 ②出生対策地域実践活動 **中止**
 ③母子保健推進員の育成・支援 **一部中止**
 9/30 の研修会は中止。
- (8) 産後ケア事業 **拡充** 9 ページ
 産後ケアを行う市内の医療機関等へ新型コロナウイルス感染拡大防止のための物品(手指消毒、マスク、フェイスガードなど)を支給

- (9) 産前産後サポート事業（マタニティひろば）**中止** ・ 10 ページ
妊娠届け出時に妊娠中の栄養についてのパンフレット「市管理栄養士から妊娠中の方へ」を作成し同封。

※ 4月1日～5月24日、8月24日～9月22日の間は、「すくすく相談」「育児学級」「ステップアップ教室」「発育・発達教室（療育教室）」「幼児健康診査」「母子保健推進員活動事業」等は中止。

2. 成人保健事業

- (2) 健康相談 11 ページ
① 定例健康相談 **一部中止**
中止期間は特に個別での健康相談に対応する旨を広報等で周知。
- (3) 健康教育 11 ページ
① 糖尿病予防教室 **変更**
日程、プログラム、募集人数等を変更して実施。
④ 健康体操 **一部中止**
再開時は、感染防止対策のチラシを配布し説明。各実施会場毎に参加人数上限を決定して実施。
- (4) 地区組織活動 12 ページ
① 健康推進員養成講座 **変更**
日程、プログラム、募集人数等を変更して実施。
③ 健康推進員交流会 **中止**
- (6) 健康診査 **変更** 13 ページ
① 健康診査
③ がん検診
・ 個別健診
実施期間：令和2年6月22日～開始
・ 集団健診
6・7月分は中止
10月の集団健診を総合健診に代えて実施。
⑤ 女性のがん検診普及啓発 **一部中止**
ショッピングモール等での啓発活動のみ中止

※ 4月1日～5月24日、8月24日～9月22日の間は、「健康相談」「健康教育」「健康体操」「地区組織活動」等は中止。

3. 健康づくり事業

- (1) 健康増進計画推進事業 17ページ
 - ②第11回SOS健康フェスタ 変更
オンラインによるフェスタの開催
- (2) 健康で長生きのまちづくりフォーラムの開催 中止
. 17ページ
- (3) 健康づくりの推進に関する医療保健専門職団体プロジェクト変更
. 17ページ
書面による会議開催
- (4) スマイルエイジング健康講座シリーズ（出前講座） 拡充
. 18ページ
新型コロナウイルス感染症に関する講座を3講座追加
- (10) スマイルエイジング劇場 新規
スマイルエイジングの取組の一つとして、市民の健康に役立つ情報を月に1回、動画で市のホームページに掲載

※4月1日～5月24日、8月24日～9月22日の間は、「SOSかたつむりで行こう会活動」「スマイルエイジング健康講座シリーズ（出前講座）」は中止。

4. 食育事業

- (1) 食育推進計画の推進 20ページ
 - ③もぐもぐはかせ教室 変更
対象者の幼児健診案内時に幼児食についてのパンフレット「市管理栄養士から子育て中の方へ（幼児食）」を作成し同封。
 - ④ミニしょくいくはかせ教室（キッズキッチン） 変更
対象者である年長児に家庭での食育についてのパンフレット「おうちで一緒に食育」を作成し食育ネットワークを通じて配布予定。

※4月1日～10月4日の間は、「もぐもぐはかせ教室」「ミニ食育はかせ教室」は中止。

- (2) 地区組織活動 22ページ
 - ①食生活改善地区組織活動 一部中止
レシピ作成などの在宅活動及び啓発物の配布を中心とした活動に

変更

研修会は支部研修会から役員研修会及び各校区での研修会に変更し、少人数での開催に変更

今後、感染症対策をした教室運営（調理実習）の再開に向け研修会を実施

9/10及び16の支部研修会は中止

※9月末まで調理実習を伴う教室等の開催は中止

6. 地域医療対策事業

(1) 一次救急医療 25ページ

①急患診療所事業

一部中止

発熱外来開設時の内科分は中止

7. 新型コロナウイルス感染症関連

新規

(1) 発熱外来の開設

全国的に新型コロナウイルス感染症が拡大していく中、全国に緊急事態宣言が出されたこと、また地域住民の発熱や風邪などの症状による不安の解消を図るとともに、地域医療体制を維持し、地域住民の健康及び安全を確保するため設置

設置期間：令和2年5月18日（月）～6月20日（土）

開設日時：月～土曜日（日、祝日は休診）

12時30分～14時30分

対象：山陽小野田市に居住している方

中学生以上の発熱のある方

場所：山陽小野田市急患診療所

(2) 周知・情報発信に関すること

啓発期間：令和2年2月～現在

啓発方法：

①市ホームページへの掲載

②市広報への掲載

③FMサンサンきららでの啓発

④スーパー、コンビニ、ドラッグストア等でのチラシ配布及び掲示物の掲示

⑤医師会、歯科医師会、薬剤師会を通じた医療機関等でのチ

チラシ配布及び掲示物の掲示

- ⑥ 保健事業、関係団体、企業を通じたのチラシの配布
- ⑦ フェイスブックへの掲載
- ⑧ 対象者への個別通知
- ⑨ スーパー、商業施設での店内放送

啓発内容：別紙参照

(3) メンタルヘルスに関すること

- ・ 市広報、ホームページ等で相談先等の情報提供
- ・ 市役所の様々な相談窓口との連携強化
- ・ 外部関係機関への相談窓口の情報提供と連携強化